

ぼうさい掲示板

地区と防災士で連携しよう！！

◆防災士ってどんな人??

平時においては、所属地区での防災意識の啓発活動をはじめ、町と地区をつなぐパイプ役として、防災訓練の企画や助言を行うなど、地域の防災リーダーとして活動しています。日頃から地域の状況をよく理解している身近な存在であるため、気軽に相談できます。

また、災害発生時には、安全な避難誘導を行うとともに、自主防災組織と連携して避難所の開設・運営も行います。日頃の備えから災害時の行動まで、防災に関する不安や疑問がありましたら、ぜひお近くの防災士へご相談ください。

◆各地区にいる防災士の方々をご紹介します！！

町が実施している「町と地区（自主防災組織）が連携した防災訓練」においては、ぜひ防災士と連携した訓練を実施し、災害時への備えをしましょう！！

※防災士が在籍していない地区でも、別の地区の防災士に協力していただけます。

防災士が在籍している地区は36地区中16地区あります。利根町防災士連絡会に所属している、各地区の防災士をご紹介します！！（※敬称略）

地区	氏名
早尾台	佐藤 眞一 さとう しんいち
大平	五十嵐 辰雄 いがらし たつお
羽根野台	野村 彰 のむら あきら
	船川 京子 ふなかわ きょうこ
	梶崎 貞夫 かじさき さだお
	池田 栄策 いけだ えいさく
もえぎ野台	久永 富士子 ひさなが ふじこ
	山本 友晴 やまもと ともはる
内宿	矢澤 利和 やざわ としかず
浜宿	横山 篤人 よこやま あつひと
下柳宿	久保田 輝男 くぼた てるお
谷原	吉岡 雅敏 よしおか まさとし
白鷺の街	竹内 一雄 たけうち かずお
	石山 肖子 いしやま しょうこ
利根ニュータウン (右記の他1名)	片山 啓 かたやま けい
	風間 富江 かざま とみえ
	佐藤 正勝 さとう まさかつ
	藤本 繁 ふじもと しげる
利根フレッシュタウン (右記の他1名)	橋詰 克己 はしづめ かつみ
	市川 英夫 いちかわ ひでお
	横井 重雄 よこい しげお
	小谷 恵 こたに めぐみ
八幡台 (右記の他1名)	長岐 斤夫 ながき ますお
	山崎 敬子 やまさき けいこ
	川村 啓三 かわむら けいぞう
四季の丘 (右記の他2名)	宮本 憲正 みやもと のりまさ
	平野 貴行 ひらの たかゆき
大房 立木 (右記の他1名)	地脇 倫代 ちわき みちよ
	渡辺 良一 わたなべ りょういち
羽中	門 護 かど まもる
	古田 勝 ふるた まさる

◆地区の防災士の方との連絡方法

上記の表に記載されている防災士と連絡を取りたい方は、役場防災危機管理課まで問い合わせください。地域の安心・安全を守るため、防災士を積極的に頼っていただくことが、災害に強いまちづくりにつながります。

問い合わせ 防災危機管理課 防災係 ☎68-2211 (内線322)

利根町 過疎地域持続的発展計画を変更しました

町は、過疎地域自立促進特別措置法により、平成29年4月1日から過疎地域に指定されたことから、過疎地域からの自立を図るため「利根町過疎地域自立促進計画」を策定し、令和3年9月には「利根町過疎地域持続的発展計画」を策定しました。本計画が令和7年度をもって計画期間満了となることから、令和8年度から令和12年度までの5年間に取組む予定の内容について計画を変更しました。

この計画に記載する事業については、これまでと同様に、過疎地域の持続的発展を支援する地方債（過疎対策事業債）や、過疎地域持続的発展支援交付金など、国の財政的支援を受けることができます。

▼計画期間

4月1日から令和13年3月31日までの5年間

▼持続的発展計画の基本方針

町の最上位計画である「第5次利根町総合振興計画後期基本計画」と、「第5次利根町総合振興計画後期基本計画」の重点施策として位置付け、一体的に策定した「利根町デジタル田園都市国家構想総合戦略」における人口減少対策に関する施策を引き続き進めるとともに、本計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められる過疎対策事業債を活用し、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指すこととしていきます。

▼人口に関する目標

(目標年度…令和12年度)
 全体人口 129,199人
 令和2年度国勢調査人口 153,400人
 年間出生数 38人

▼計画の達成状況の評価

本計画の達成状況は、毎年度評価を行い、町議会へ報告後、町公式ホームページなどで公表します。

▼問い合わせ 政策企画課 政策企画係

☎68・2211 (内線337)

▼過疎地域における事業用資産に係る固定資産税の課税免除について

過疎地域における産業の振興を図るため、町内で要件を満たした事業の用に供する設備を取得した場合、申請によりその設備に係る固定資産税(家屋、償却資産、土地)について、3年間の課税免除の適用を受けることができます。詳しくは町公式ホームページをご覧ください。



町公式ホームページ

▼問い合わせ 税務課 資産税係

☎68・2211 (内線206)

▼過疎地域における事業用設備等に係る割増償却について

過疎地域における所得水準の向上や雇用機会の拡大を図るため、過疎地域内で要件を満たした事業の用に供する設備を取得した場合、事業の用に供した事業年度から5年間、減価償却について国税の優遇措置を受けることができます。

▼問い合わせ

竜ヶ崎税務署 ☎66・1303

新築マイホーム取得助成金

最大55万円を助成

町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築確認日から5年を経過していない住宅）を購入された方に対し、住宅取得に要した費用を助成しています。

▼申請期限 住宅取得に伴う登記の日から1年以内

▼申請締め切り日 11月2日(月)

▼助成金額 25万円

※左記加算要件に該当する場合、それぞれ助成金に加算します。

(助成金の交付は、同一申請者(同居人も含む)に対して1回限りとなります。)

※各年度の予算の範囲内で交付します。

加算要件	加算金額
中学生以下の子どもと同居する世帯	5万円/1人 (上限15万円)
転入世帯※	10万円
テレワークにより勤務を行う転入世帯	5万円

※下記フロー図参照

●住宅取得後に転入する場合

申請者または配偶者の方が、転入日前1年以上利根町の住民でない

はい

加算要件に該当します

いいえ

加算要件に該当しません

本助成金の申請には所定の要件があります。詳細については、町公式ホームページをご覧ください。

●住宅取得前に町内に居住している場合

(例:利根町内の仮住まいに転入した後、新築住宅を取得して転居したなど)

助成金の交付を受けようとする方 (以下「申請者」) またはその配偶者の方が、転入日前1年以上利根町の住民でない

はい

転入日から1年以内に住宅を取得している

はい

加算要件に該当します

いいえ

加算要件に該当しません

いいえ

加算要件に該当しません

▶問い合わせ 政策企画課 地域振興係 ☎68-2211 (内線332) Email: chiiki@town.tone.lg.jp